経政総第56－２号

令和４年２月４日

関係団体代表者　各位

静岡県経済産業部長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機期間の取扱いについて、令和４年１月21日付け経政総第56号静岡県経済産業部長通知にて、本県としての対応をお知らせするとともに、貴団体の関係者の皆様に御周知をお願いしたところです。

今般、令和４年１月28日付けで国通知が一部改正され、濃厚接触者の待機期間がさらに短縮される旨が示されました。

また、令和４年１月26日開催の静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第24回本部員会議にて、現在の感染状況等を踏まえ、重症化しやすい方々等への速やかな対応や適切な療養体制の確保・維持のため、保健所が行う積極的疫学調査の対象範囲を重症化リスクが高い医療機関、社会福祉施設、家族等に重点化し、その他の事業者等については、感染者が確認された場合には、濃厚接触者の特定を事業者自らが行うことになりました。

つきましては、貴団体の下部組織、関連団体・事業者等の皆様に御周知及び事業所内の濃厚接触者の特定等への御協力をお願いします。

記

１　濃厚接触者の待機期間の取扱い等

・濃厚接触者の待機期間が原則10日間から原則７日間に短縮（８日目に解除）されました。なお、８日目以降に発症する可能性もあるため、10日間を経過するまでは検温など本人による健康状態の確認を行っていただくようお願いします。

・社会機能維持者は、６日目（７日目）に解除可から５日目に解除可に短縮されました。なお、６日目（７日目）以降に発症する可能性もあるため、10日間を経過するまでは検温など本人による健康状態の確認を行っていただくようお願いします。

※社会機能維持者の範囲や待機解除の要件などは前回通知と同じです。

【関係資料】

・別添１「社会機能の維持に必要な場合の濃厚接触者の待機期間の取扱概要」

・別添２「社会機能を維持するために必要な事業」

・別添３「濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問」

・チラシ「濃厚接触者の待機期間は原則７日間」

【ホームページ】https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/noukousesshokusha.html

２　実態調査への協力

社会機能維持者の待機期間の短縮を行った場合、当該事業者は、以下のとおり実態調査に御協力をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 目　　的 | 新型コロナウイルス感染症の感染状況による社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、緊急事態宣言の適用など新型コロナウイルス感染症対策の検討の資料とします。 |
| 調査手法 | インターネットアンケート  以下のURLにアクセスして回答してください。  https://forms.gle/KZVgyNbLcTY7i8uA9 |
| 主な調査項目 | 事業所名、所在市町、業種、待機期間を短縮した人数 |
| 調査頻度等 | 月曜日～日曜日の人数を翌水曜日までに回答  ※待機期間を短縮した人がいる週ごとに回答してください。  ただし、回答を忘れた週がある場合、遡っての回答不要です。 |
| その他 | ・回答は任意です。実際に短縮した場合に回答をお願いします。  ・実施状況をとりまとめて公表する場合がありますが、個々の企業が特定されることはありません。 |

３　事業所内の濃厚接触者の特定について

現在の感染状況を踏まえ、保健所での濃厚接触者の特定などの調査は、家族以外は、重症化リスクの高い高齢者施設などに重点化して実施しています。

このため、事業所内で感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定は、各事業所で実施いただきますようお願いします。

濃厚接触者の特定の流れ等の詳細は関係資料又は静岡県ホームページを御確認ください。

【関係資料】

・別添４「事業所内の濃厚接触者の特定について」

・チラシ「従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は」

・チラシ「もしあなたが濃厚接触者になったら」

【ホームページ】https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/jigyousho\_noukousesshokusha.html

４　陰性証明について

感染者が定められた療養期間終了後に職場復帰する場合や濃厚接触者が定められた待機期間終了後に職場復帰する場合に、陰性証明を必要とする事業者が一部みられます。

国が定めた基準を満たして療養を終了した方（濃厚接触者にあっては最終接触日から10日間を経過した方）については、他者に感染させる可能性がほぼないことから、職場復帰に際しての検査や陰性証明の発行を保健所が行うことはありません。

また、医療機関の負担にもなりますので、職場復帰する際に、医療機関に検査や陰性証明の発行を求めることは御遠慮ください。

この通知に関するお問い合わせは、別添「経済産業部関係団体所管課一覧」の貴団体の所管課に直接お問い合わせください。

担　　当　政策管理局総務課

電話番号　054-221-2604